

令和8年度

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金

交付申請の手引き

■ 申請・問合せ先

綾部市市民環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進担当（綾部市クリーンセンター内）

〒623-0032 綾部市野田町須知山110-10

TEL:0773-42-1489（直通）

目次

1	綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金.....	1
	補助対象者.....	1
	補助対象設備.....	1
	交付要件.....	1
	補助金の額.....	2
	申請書類.....	2
	交付申請書受付期間.....	3
	手続きの流れ.....	4
	交付申請書の記入例.....	5
2	綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金.....	8
	補助対象事業.....	8
	補助対象事業の確認.....	8
	補助対象者.....	9
	補助金額の比較.....	9
	補助対象事業の事業実施期間及び交付申請書受付期限.....	9
2-1	自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業.....	10
	補助対象設備.....	10
	交付要件.....	10
	補助金の額.....	10
	補助対象経費.....	10
	申請書類.....	11
	交付申請書受付期間.....	11
	手続きの流れ.....	12
	交付申請書の記入例.....	13
2-2	自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業.....	16
	補助対象設備.....	16
	交付要件.....	16
	補助金の額.....	17
	補助対象経費.....	17
	申請書類.....	17
	交付申請書受付期限.....	18
	手続きの流れ.....	19
	交付申請書の記入例.....	20
2-3	高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業.....	23

補助対象設備.....	23
交付要件.....	23
補助金の額.....	23
補助対象経費.....	24
申請書類.....	24
交付申請書受付期限.....	24
手続きの流れ.....	25
交付申請書の記入例.....	26
3 事業開始承認の申請.....	30
事業開始承認.....	30
事業開始承認の申請方法.....	30
事業開始承認内容の変更又は廃止.....	30
事業開始承認後の事業着手.....	30
事業開始承認の流れ.....	31
事業開始承認申請書の記入例.....	32
参考資料 国実施要領別紙2の2ア(ア)の交付要件の抜粋.....	34
参考資料 国実施要領別紙2の2ア(イ)の交付要件の抜粋.....	35
参考資料 国実施要領別表第1(交付対象事業費:設備整備事業).....	37

1 綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金

補助対象設備

- (1) 住宅用太陽光発電システム(以下の①、②のどちらにも該当するもの)
- ① 住宅敷地内の建築物の屋根に設置された太陽光発電システムのうち、居住の用に供する一戸建ての住宅に電気を供給するもので、発電した電気のうち住宅内の電力消費に充ててもなお余る電気を電力会社に送電することを可能とする配線構造であるもの又は発電した電気を全て自家使用するものであること。
 - ② 商用化され、導入実績があり、中古設備でないこと。
- (2) 住宅用蓄電システム(以下の①、②どちらにも該当するもの)
- ① 住宅用太陽光発電システムと常時接続しており、同システムが発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備であること。
 - ② 商用化され、導入実績があり、中古設備でないこと。

補助対象者

以下の①～④のいずれにも該当する者。ただし、補助金の交付回数は、各補助対象設備につき1世帯当たり1回限りとする。

- ① 自ら居住し、若しくは居住しようとする市内に存する住宅に補助対象設備を設置した者又は自らが居住するために補助対象設備が設置された市内に存する住宅を購入した者。
- ② 市町村税を滞納していない者
- ③ 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- ④ 補助対象設備に係る本市の他の補助金の交付を受けていない者

交付要件

- (1) 住宅用太陽光発電システムに係る要件
- 次の①と②どちらにも該当するもの。
- ① 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
 - ② 次のア又はイに該当するもの。
 - ア 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開始日から1年以内のもの。ただし、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱(平成28年綾部市告示第132号)に規定する自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業の補助金の交付を受けようとする場合は、その補助対象事業の交付要件¹を満たすもの。
 - イ 全量自家消費型の住宅用太陽光発電システムを設置した者で、メーカーが発行する住宅用太

¹ 本手引き p.16

太陽光発電システムの保証書に記載された保証開始日から1年以内のもの。

(2) 住宅用蓄電システムに係る要件

次の①又は②に該当するもの。

- ① 既に設置されている住宅用太陽光発電システムに常時接続する設備で、メーカーが発行する住宅用蓄電システムの保証書に記載された保証開始日から1年以内のもの
- ② 住宅用太陽光発電システムとの同時設置に係る補助金の交付を受けようとする者で、住宅用太陽光発電システムの交付要件を満たすもの

補助金の額

(1) 住宅用太陽光発電システムに係る補助金の額

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方 (単位はkWとし、小数点以下を切り捨てる。)に、1kW当たり 1.5万円を乗じて得た額 (上限6万円)。

(例) 太陽光発電出力 3.85kW → 3kW × 15,000円 = 45,000円

太陽光発電出力 5.5kW → 5kW × 15,000円 = 75,000円 → 60,000円

(2) 住宅用蓄電システムに係る補助金の額

住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 (単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値のこと。単位はkWhとし、小数点以下第2位を切り捨てる。)に、1kWh当たり1万円を乗じて得た額 (上限6万円)。

(例) 蓄電容量 5.55kWh → 5.5kWh × 10,000円 = 55,000円

蓄電容量 7.52kWh → 7.5kWh × 10,000円 = 75,000円 → 60,000円

申請書類

(1) 共通提出書類

① 綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書(様式第1号)

② 住民票の写し

※ 「住民票の写し」をコピーしたものは不可、個人番号の記載は不要。

※ 発行から6か月以内のもの。

※ 綾部市内にこれから転居される方が設置した場合は、転居先への移転確約書。(任意様式。氏名、現住所、転居先の住所、移転する年月日を記載すること。(自署))

③ 綾部市税の完納証明書

※ 発行から6か月以内のもの。

※ 前年度1月1日以降に綾部市へ転入された場合は、転入前の市町村税の滞納がないことを確認できる証明書も必要。

④ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真

※ 離れ等に設置した場合、発電した電気が母屋へ配線されていることを確認できる写真も必要。

⑤ 太陽電池モジュール全体が確認できる写真

※ 全体を写すことが難しい場合も、できる限り太陽電池モジュールの大部分を撮影してください。

(2) 住宅用太陽光発電システムの申請に係る提出書類

① 太陽電池モジュールの配置図

② 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類

(例) カタログの写し

- ③ パワーコンディショナの設置状況が確認できる写真
- ④ パワーコンディショナの型番、製造番号が確認できる銘板の写真
- ⑤ パワーコンディショナの配置図(手書き可)
- ⑥ パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類

(例) カタログの写し

- ⑦ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し(電力会社が発行し、受給開始日が確認できる書類)

(例) FIT の場合:「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」の写し

非 FIT の場合:余剰売電先の小売電気事業者との契約書等の写し

※ 綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第4条第1項第2号の「自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業」の補助対象事業による補助金の交付を受ける場合は、関西電力送配電の「インターネット低圧託送工事申込(たくそう君)」²から「発電量調整供給契約申込書」及び「発電設備の当社電力系統への連携に対するご案内」の両書類³を印刷したものでも可能とします。

※ 全量自家消費の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料を提出してください。

(例) 系統連系申込書・系統連携承諾書の写し及び逆電力継続器(RPR)の設置など逆潮流しないことが確認できるもの

- ⑧ 住宅用太陽光発電システムの設置に要した経費の領収書等の写し

※ 支払日及び支払額が確認できるもの

- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(3) 住宅用蓄電システムの申請に係る提出書類

- ① 住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真
- ② 住宅用蓄電システムの型番、製造番号が確認できる銘板の写真
- ③ 住宅用蓄電システムの配置図(手書き可)
- ④ 住宅用蓄電システムの回路図等(常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することを確認できる書類)
- ⑤ 住宅用蓄電システムの型式及び蓄電容量が明記されている書類

(例) カタログの写し

- ⑥ 蓄電システムの補助対象経費の領収書等の写し

※ 支払日及び支払額が確認できるもの

- ⑦ メーカーが発行する住宅用蓄電システムの保証書の写し(住宅用蓄電システムを単体で設置した場合に限る)

- ⑧ その他市長が必要と認める書類

交付申請書受付期間

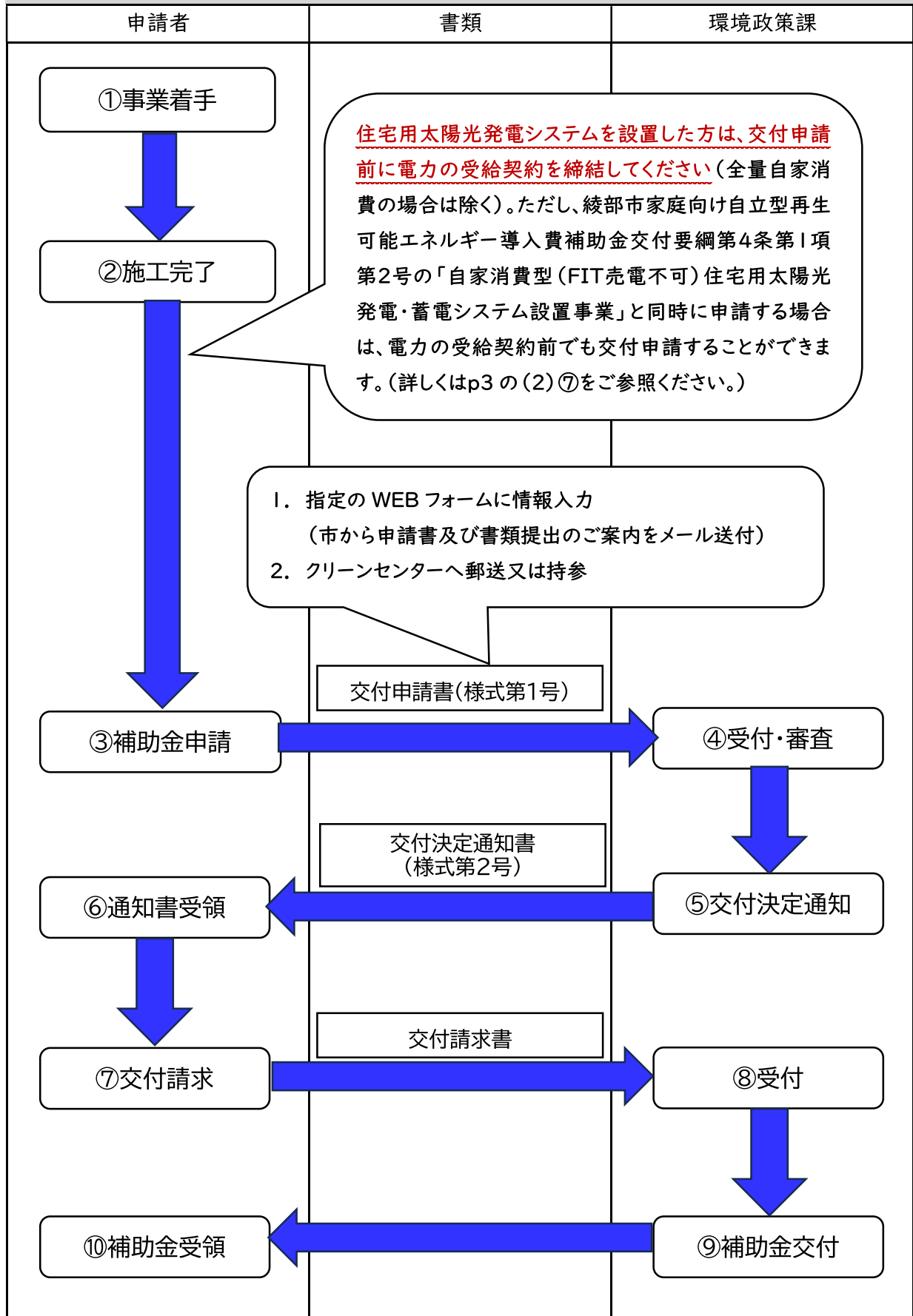
令和9年3月12日(金)まで

※ 予算に達し次第、受付を終了します。

² <https://www.kansai-td.co.jp/application/consignment/takusou-kun/index.html>

³ 申込手続きを行った施工業者に両書類の取得を依頼してください。

手続きの流れ



交付申請書の記入例

① 住宅用太陽光発電システム単体申請の場合

様式第1号（第4条関係）

令和8年5月25日

綾部市長 様

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 綾部市〇〇町〇番地の〇
 氏 名 綾部 太郎
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書の交付を申請します。

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値
 又はパワーコンディショナの定格出力の合計値
 のいずれか低い方(kW、小数点以下切捨て)
 に1.5万円を乗じて得た額(上限6万円)

記

1 交付申請額・設備情報

交付申請額		45,000 円			
設置場所		綾部市 〇〇町〇番地の〇			
申請区分 (□に✓)		<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム単体 <input type="checkbox"/> 住宅用蓄電システム単体 <input type="checkbox"/> 同時設置			
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール	型 式 名	1 〇〇〇〇〇〇	2 △△△△△△	3
		製 造 者 名	1 〇〇〇〇〇〇(株)	2	3
		設 置 機 器	250W / 11枚	180W / 5枚	W / 枚
		公称最大出力 (合計)	3 kW	※小数点以下切捨て	
	パワーコンディショナ	型 式 名	□□□□□□		
		製 造 者 名	□□□□□□(株)		
定 格 出 力		4 kW	※小数点以下切捨て		
住宅用蓄電システム	型 式 名	記入不要			
	製 造 者 名	記入不要			
	蓄 電 容 量	kWh ※小数点以下第2位を切捨て			

250W×11枚=2,750W
 180W×5枚=900W
 2,750W+900W=3,650W
 3,650W→3.65kW→3kW

※単体申請の場合は、各システムに関する項目のみ記入してください。

② 住宅用蓄電システム単体申請の場合

様式第1号（第4条関係）

令和8年5月25日

綾部市長 様

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 綾部市〇〇町〇番地の〇
 氏 名 綾部 太郎
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

蓄電容量(kWh、小数点第2位切捨て)×1万円(上限6万円)
 5.5kWh×10,000円=55,000円

1 交付申請額・設備情報

交付申請額	55,000 円				
設置場所	綾部市 〇〇町〇番地の〇				
申請区分 (□に✓)	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム単体 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅用蓄電システム単体 <input type="checkbox"/> 同時設置				
住宅用太陽光発電システム	型式名	1	2	3	
	製造者名	1	2	3	
	設置機器	W/	枚	W/	枚
	公称最大出力 (kW)	※小数点以下切捨て			
パワーコンディショナ	型式名				
	製造者名				
	定格出力	k W	※小数点以下切捨て		
住宅用蓄電システム	型式名	☆☆☆☆☆☆			
	製造者名	☆☆☆☆☆☆(株)			
	蓄電容量	5.5	k W h	※小数点以下第2位を切捨て	

※単体申請の場合は、各システムに関する項目のみ記入してください。

③ 同時設置の申請の場合

様式第1号（第4条関係）

令和8年5月25日

綾部市長 様

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 綾部市〇〇町〇番地の〇
 氏 名 綾部 太郎
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書

綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

太陽光: 3kW×15,000円=45,000円
 蓄電池: 5.5kWh×10,000円=55,000円

1 交付申請額・設備情報

交付申請額		100,000 円		
設置場所		綾部市 〇〇町〇番地の〇		
申請区分 (□に✓)		<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム単体 <input type="checkbox"/> 住宅用蓄電システム単体 <input checked="" type="checkbox"/> 同時設置		
住宅用太陽光発電システム	型式名	1 〇〇〇〇〇〇	2 △△△△△△	3
	製造者名	1 〇〇〇〇〇〇(株)	2	3
	設置機器	250W / 11枚	180W / 5枚	W / 枚
	公称最大出力 (合計)	3 kW	※小数点以下切捨て	
パワーコンディショナ	型式名	□□□□□□		
	製造者名	□□□□□□(株)		
	定格出力	4 kW	※小数点以下切捨て	
住宅用蓄電システム	型式名	☆☆☆☆☆☆		
	製造者名	☆☆☆☆☆☆(株)		
	蓄電容量	5.5 kWh	※小数点以下第2位を切捨て	

250W×11枚=2,750W
 180W×5枚=900W
 2,750W+900W=3,650W
 3,650W→3.65kW→3kW

※単体申請の場合は、各システムに関する項目のみ記入してください。

2 綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金

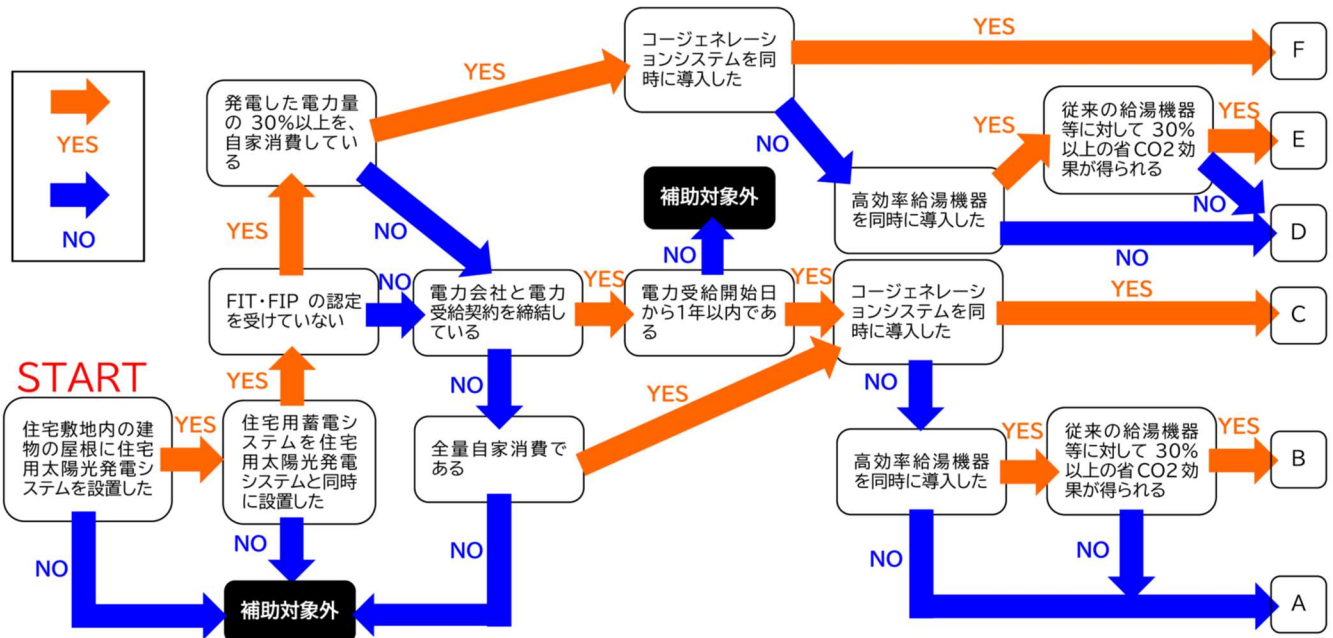
補助対象事業

- ① 自家消費型 (FIT売電可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業 (以下「自家消費型 (FIT売電可) 事業」という。)
- ② 自家消費型 (FIT売電不可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業 (以下「自家消費型 (FIT売電不可) 事業」という。)
- ③ ①又は②の事業と併せて実施する高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設置事業 (以下「高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業」という。)

※ ①と②を併用して交付申請することはできません。

補助対象事業の確認

本補助金制度を申請するにあたり、下記のYES/NOチャートで該当する補助対象事業を確認してください。



- A: 自家消費型 (FIT売電可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業
 B: 自家消費型 (FIT売電可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業+高効率給湯機器設置事業
 C: 自家消費型 (FIT売電可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業+コージェネレーションシステム設置事業
 D: 自家消費型 (FIT売電不可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業
 E: 自家消費型 (FIT売電不可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業+高効率給湯機器設置事業
 F: 自家消費型 (FIT売電不可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業+コージェネレーションシステム設置事業

補助対象者

以下の①～③のいずれにも該当する者。ただし、補助金の交付回数は、1世帯につき1回限りとします。

- ① 綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付を受ける者（綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金と同時に交付申請を行ってください。）
- ② 市町村税を滞納していない者
- ③ 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

補助金額の比較

補助対象事業	補助金額
自家消費型（FIT売電可）事業	太陽光：1万円/kW（上限4万円） 蓄電池：1万円/kWh（上限5万円）
自家消費型（FIT売電不可）事業	太陽光：4万円/kW（上限16万円） 蓄電池：4万円/kWh（上限24万円）
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業	補助対象経費の1/2（上限30万円）

補助対象事業の事業実施期間及び交付申請書受付期限

補助対象事業	事業実施期間	交付申請書受付期限	受付時間
自家消費型（FIT売電可）事業	実施期間の指定なし <u>（電力受給開始日から1年以内に申請）</u>	令和9年2月26日（金）	月曜～金曜（祝日、年末年始除く） 8:30～正午 13:00～17:00
自家消費型（FIT売電不可）事業	令和8年4月15日（水） ～ 令和9年1月29日（金）	令和9年1月29日（金）	
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業	令和8年4月15日（水） ～ 令和9年1月29日（金）	令和9年1月29日（金）	

※ 各事業、予算に達し次第、受付を終了します。

※ 自家消費型（FIT売電不可）事業及び高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業を複数年度にわたって実施する場合は、原則として補助金の交付申請を行うことができません。ただし、建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約する場合に、工期が1年以上必要で2年度にわたって事業を実施する際は、事前に事業開始承認の申請を行うことで、補助金の交付申請が可能になる場合があります。詳しくは、本手引きp.30～p.33をご確認ください。

2-1 自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業

補助対象設備

自ら居住し、若しくは居住しようとする市内に存する住宅に設置した住宅用太陽光発電・蓄電システム(住宅用太陽光発電システム⁴及びその発電した電気を蓄電することができる住宅用蓄電システム⁵をいう。以下同じ。)又は自らが居住するために購入した市内に存する住宅に設置されている住宅用太陽光発電システム・蓄電システム。

交付要件

次に掲げる要件に該当するものとします。

- ① 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開始日から1年以内のもの(全量自家消費の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書に記載される保証開始日から1年以内のもの)。
- ② 補助対象設備に係る本市の他の補助金の交付を受けていないこと。(綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金は除く。)
- ③ 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- ④ 発電出力(住宅用太陽光発電システムの出力)が2kW以上のものであること。
- ⑤ 補助対象設備は、PPA又はリース契約により導入するものでないこと。
- ⑥ 補助対象設備は、各種法令等に準拠した設備であること。
- ⑦ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備でないこと。

補助金の額

次の①及び②に掲げる額の合計額(ただし1,000円未満の端数は切り捨て)とします。

- ① 住宅用太陽光発電システム
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方(単位はkWとし、小数点以下を切り捨てる。)に、1kW当たり1万円を乗じて得た額(上限4万円)。
(例)太陽光発電出力 3.85kW → 3kW × 10,000円 = 30,000円
太陽光発電出力 5.5kW → 5kW × 10,000円 = 50,000円 → 40,000円
- ③ 住宅用蓄電システム
蓄電池の蓄電容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値のこと。単位はkWh)に、1kWh当たり1万円を乗じて得た額(上限5万円)。
(例)蓄電容量 3.55kWh → 3.5kWh × 10,000円 = 35,000円
蓄電容量 5.55kWh → 5.5kWh × 10,000円 = 55,000円 → 50,000円

補助対象経費

補助対象事業費は、住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置に要する費用とします。

⁴ 本手引き p.1 の補助対象設備(1)住宅用太陽光発電システムに該当する設備。

⁵ 本手引き p.1 の補助対象設備(2)住宅用蓄電システムに該当する設備。

申請書類

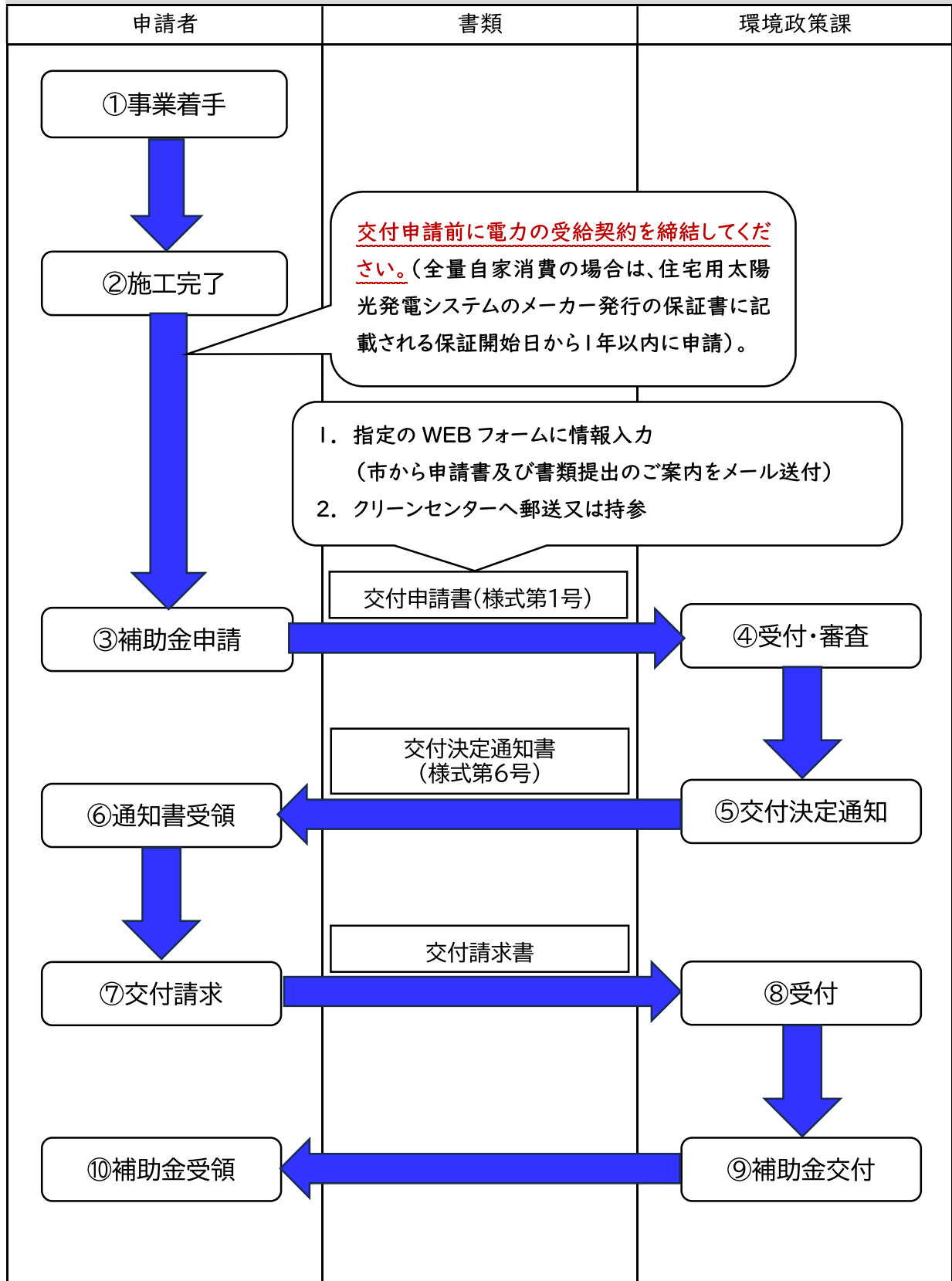
※ 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の申請書類と重複するものについては、添付を省略することができます。

- ① 綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 住民票の写し
※「住民票の写し」をコピーしたものは不可、個人番号の記載は不要。
※ 発行から6か月以内のもの。
※ 綾部市内にこれから転居される方が設置した場合は、転居先への移転確約書。(任意様式。氏名、現住所、転居先の住所、移転する日付を記載すること。(自署))
- ③ 綾部市税の完納証明書
※ 発行から6か月以内のもの。
※ 前年度1月1日以降に綾部市へ転入された場合は、転入前の市町村税の滞納がないことを確認できる証明書も必要。
- ④ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真
※ 離れ等に設置した場合、発電した電気が母屋へ配線されていることを確認できる写真も必要。
- ⑤ 太陽電池モジュール全体が確認できる写真
※ 全体を写すことが難しい場合も、できる限り太陽電池モジュールの大部分を撮影してください。
- ⑥ 太陽電池モジュールの配置図
- ⑦ 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類
(例)カタログの写し
- ⑧ パワーコンディショナの設置状況が確認できる写真
- ⑨ パワーコンディショナの型番、製造番号が確認できる銘板の写真
- ⑩ パワーコンディショナの配置図(手書き可)
- ⑪ パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類
(例)カタログの写し
- ⑫ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し(電力会社が発行し、受給開始日が確認できる書類)
(例)FITの場合:「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」の写し
非FITの場合:余剰売電先の小売電気事業者との契約書等の写し
※ 全量自家消費の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料を提出してください。
(例)系統連系申込書・系統連携承諾書の写し及び逆電力継続器(RPR)の設置など逆潮流しないことが確認できるもの
- ⑬ 住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真
- ⑭ 住宅用蓄電システムの型番、製造番号が確認できる銘板の写真
- ⑮ 住宅用蓄電システムの配置図(手書き可)
- ⑯ 住宅用蓄電システムの回路図等(常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することを確認できる書類)
- ⑰ 蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類
(例)カタログの写し
- ⑱ 住宅用太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の領収書等の写し
※ 支払日及び支払額が確認できるもの
- ⑲ その他市長が必要と認める書類

交付申請書受付期間

令和9年2月26日(金)まで ※ 予算に達し次第、受付を終了します。

手続きの流れ



交付申請書の記入例

様式第1号（第5条関係）

令和8年5月25日

綾部市長 様

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 綾部市〇〇町〇番地の〇
 氏 名 綾部 太郎
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

交付申請額算出	交付申請額 ※5
① 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T売電可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方 <u>3</u> kW※2 × 1万円（上限4万円）	30,000 円
② 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T売電可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 <u>5.5</u> kWh※3 × 1万円 （上限5万円）	50,000 円
② 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T売電不可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方 <u>4</u> kW※2 × 4万円（上限16万円）	円
③ 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T売電不可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 _____ kWh※3 × 4万円 （上限24万円）	円
⑤ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム 補助対象経費 _____ 円※4 × 1 / 2（上限30万円）	円
交付申請額合計	80,000 円

- ※1 自家消費型（F I T売電可）と自家消費型（F I T売電不可）の併用はできません。
 ※2 kWは、小数点以下を切り捨てて記入してください。
 ※3 kWhは、小数点以下第2位を切り捨てて記入してください。
 ※4 補助対象経費は、税抜額で記入してください。
 ※5 交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

6 交付要件確認

●電力消費計画（自家消費型（FIT売電不可）の場合のみ記入）

① 発電見込量/年 kWh	② ①のうち自家消費する 電力見込量/年 kWh	③ 自家消費率 (②÷①×100)
		%

※「③ 自家消費率」が30%以上の場合に限り補助金の交付対象とします。

※太陽光パネルを増設した場合は、既存分を含めて自家消費率を30%以上としてください。

●従来の給湯機器名（高効率給湯機器へ更新した場合のみ記入）

型式名 _____ 製造者名 _____

7 添付書類

(1) 共通

- ア 住民票の写し
- イ 綾部市税の完納証明書
- ウ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体並びにパワーコンディショナの設置状況が確認できる写真及び配置図
- エ パワーコンディショナの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真
- オ 電力会社との電力供給契約の内容が確認できる書類の写し（全量自家消費型の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料）
- カ 住宅用蓄電システムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- キ 住宅用蓄電システムの回路図等（常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することが確認できる書類）
- ク 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類、パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類並びに蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類
- ケ 住宅用太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- コ その他市長が必要と認める書類

※綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金との同時申請になるため、上記書類について、添付を省略することができます。

(2) 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業に係る提出書類

- ア 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業誓約書兼自己チェックリスト
- イ 発電見込量及び自家消費電力見込量の根拠資料（施工事業者によるシミュレーション等）
- ウ 工事請負契約書等の写し
- エ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し
- オ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

2-2 自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業

補助対象設備

自ら居住し、又は居住しようとする市内に存する住宅に設置した住宅用太陽光発電・蓄電システム又は自らが居住するために購入した市内に存する住宅に設置されている住宅用太陽光発電システム・蓄電システム。

交付要件

次に掲げる要件に該当するものとします。

① 住宅用太陽光発電・蓄電システムに共通する要件

ア 令和8年4月15日以降に事業着手(補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方をいう。以下同じ。)し、令和9年1月29日までに事業完了しているもの。(事業着手前に事業開始承認⁶を受けている場合は、この限りでない。)

イ 補助対象設備は、PPA又はリース契約により導入するものでないこと。

ウ 補助対象設備は、各種法令等に準拠した設備であること。

エ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備でないこと。

オ 法定耐用年数⁷を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録をしないこと。

カ 補助対象設備に係る本市の他の補助金(綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金は除く。)又は国の補助金の交付を受けていないこと。

② 住宅用太陽光発電システムに係る要件

ア 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。

イ 発電出力(住宅用太陽光発電システムの出力)が2kW以上のものであること。

ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

エ 住宅用太陽光発電システムで発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。※ 増設した場合は、既存分含めて自家消費率を30%以上とすること。

オ 建材一体型太陽光発電設備及びソーラーカーポートによる導入でないこと。

カ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象となる事業(重点対策加速化事業)2. 交付対象事業の内容 ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備(自家消費型)⁸に定める交付要件を満たすこと。

③ 住宅用蓄電システムに係る要件

ア 国実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象となる事業(重点対策加速化事業)2. 交付対象事業の内容 ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(イ)蓄電池⁹に定める交付要件を満たすこと。

※ 12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。

⁶ 本手引き p.30~p.33

⁷ 住宅用太陽光発電システム:17年 住宅用蓄電システム:6年

⁸ 本手引き p.34

⁹ 本手引き p.35~p.36

補助金の額

次の①及び②に掲げる額の合計額とします。

① 住宅用太陽光発電システム

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方 (単位はkWとし、小数点以下を切り捨てる。)に、1kW 当たり4万円を乗じて得た額 (上限16万円)。

(例) 太陽光発電出力 3.85kW → 3kW × 40,000 円 = 120,000 円

太陽光発電出力 5.5kW → 5kW × 40,000 円 = 200,000 円 → 160,000 円

② 住宅用蓄電システム

蓄電池の蓄電容量 (単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値のこと。単位はkWhとし、小数点以下第2位を切り捨てる。)に、1kWh 当たり4万円を乗じて得た額 (上限24万円)。

(例) 蓄電容量 5.55kWh → 5.5kWh × 40,000 円 = 220,000 円

蓄電容量 7.55kWh → 7.5kWh × 40,000 円 = 300,000 円 → 240,000 円

補助対象経費

補助対象経費は、国実施要領別表第1 (交付対象事業費:設備整備事業)¹⁰に定められた事業費とします。

※ なお、次に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 公租公課 (消費税等)、官公署に支払う手数料等 (印紙代等)、振込手数料等
- ② 過剰な設備、予備用の設備、補助対象事業以外において使用することを目的としたもの
- ③ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ④ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ⑤ 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用
- ⑥ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他ランニング費用
- ⑦ 経理処理上、補助対象経費とすることが適さないもの

(例) 証拠書類等が揃っていない場合。補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合。

申請書類

※ 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の申請書類と重複するものについては、添付を省略することができます。

- ① 綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 住民票の写し
 - ※ 「住民票の写し」をコピーしたものは不可、個人番号の記載は不要。
 - ※ 発行から6か月以内のもの。
 - ※ 綾部市内にこれから転居される方が設置した場合は、転居先への移転確約書。(任意様式。氏名、現住所、転居先の住所、移転する日付を記載すること。(自署))
- ③ 綾部市税の完納証明書

¹⁰ 本手引き p.37~p.38

※ 発行から6か月以内のもの。

※ 前年度1月1日以降に綾部市へ転入された場合は、転入前の市町村税の滞納がないことを確認できる証明書も必要。

④ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真

※ 離れ等に設置した場合、発電した電気が母屋へ配線されていることを確認できる写真も必要。

⑤ 太陽電池モジュール全体が確認できる写真

※ 全体を写すことが難しい場合も、できる限り太陽電池モジュールの大部分を撮影してください。

⑥ 太陽電池モジュールの配置図

⑦ 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類

(例)カタログの写し

⑧ パワーコンディショナの設置状況が確認できる写真

⑨ パワーコンディショナの型番、製造番号が確認できる銘板の写真

⑩ パワーコンディショナの配置図(手書き可)

⑪ パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類

(例)カタログの写し

⑫ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し(電力会社が発行し、受給開始日が確認できる書類)

(例)余剰売電先の小売電気事業者との契約書等の写し

※ 関西電力送配電の「インターネット低圧託送工事申込(たくそう君)」¹¹から「発電量調整供給契約申込書」及び「発電設備の当社電力系統への連系に対するご案内」の両書類¹²を印刷したもので可能とします。

※ 全量自家消費の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料を提出してください。

(例)系統連系申込書・系統連携承諾書の写し及び逆電力継続器(RPR)の設置など逆潮流しないことが確認できるもの

⑬ 住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真

⑭ 住宅用蓄電システムの型番、製造番号が確認できる銘板の写真

⑮ 住宅用蓄電システムの配置図(手書き可)

⑯ 住宅用蓄電システムの回路図等(常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することを確認できる書類)

⑰ 蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類

(例)カタログの写し

⑱ 自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業誓約書兼自己チェックリスト(別紙1)

⑲ 発電見込量及び自家消費電力見込量の根拠資料

(例)施工事業者によるシミュレーション

⑳ 工事請負契約書の写し(建売住宅の場合は売買契約書の写し)

㉑ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し

㉒ 住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置に要した補助対象経費の領収書等の写し

※ 支払日及び支払額が確認できるもの

㉓ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る補助対象経費の明細が確認できる書類の写し

㉔ その他市長が必要と認める書類

交付申請書受付期限

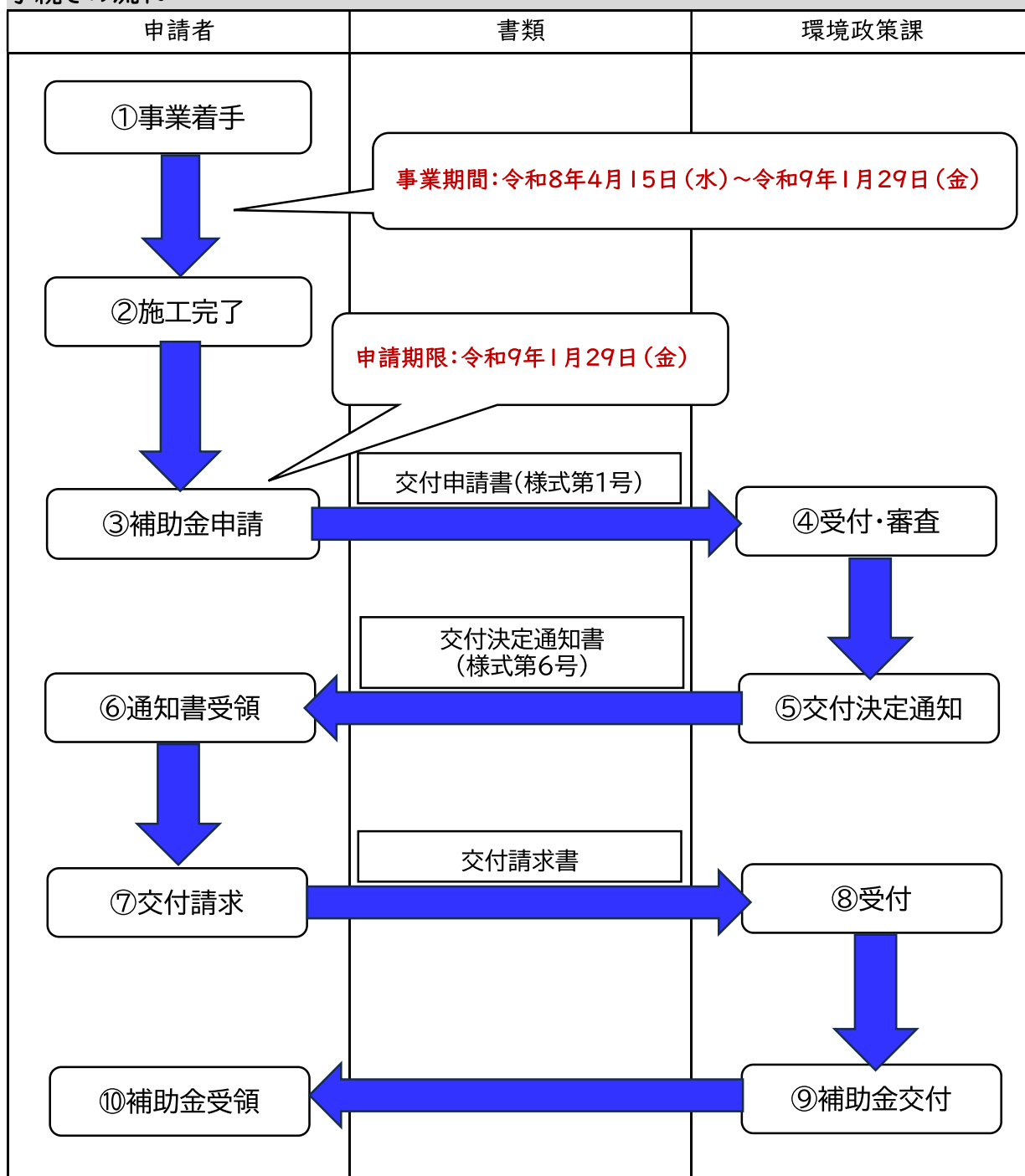
令和9年1月29日(金)まで

※ 予算に達し次第、受付を終了します。

¹¹ <https://www.kansai-td.co.jp/application/consignment/takusou-kun/index.html>

¹² 申込手続きを行った施工業者に両書類の取得を依頼してください。

手続きの流れ



交付申請書の記入例

様式第1号（第5条関係）

令和8年8月25日

綾部市長 様

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 綾部市〇〇町〇番地の〇
 氏 名 綾部 太郎
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

交付申請額算出	交付申請額 ※5
① 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（FIT売電可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低くなる方 <u>5</u> kW※2 × 4万円（上限4万円）	円
② 住宅用蓄電システム（自家消費型（FIT売電可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 <u>5</u> kWh※3 × 1万円 (上限5万円)	円
③ 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（FIT売電不可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方 <u>5</u> kW※2 × 4万円（上限16万円）	160,000 円
④ 住宅用蓄電システム（自家消費型（FIT売電不可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 <u>5.5</u> kWh※3 × 4万円 (上限24万円)	220,000 円
⑤ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム 補助対象経費 _____ 円※4 × 1 / 2（上限30万円）	円
交付申請額合計	380,000 円

- ※1 自家消費型（FIT売電可）と自家消費型（FIT売電不可）の併用はできません。
 ※2 kWは、小数点以下を切り捨てて記入してください。
 ※3 kWhは、小数点以下第2位を切り捨てて記入してください。
 ※4 補助対象経費は、税抜額で記入してください。
 ※5 交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

2 設置場所 綾部市 〇〇町〇番地の〇

3 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム

住宅用太陽光発電システム	型式名	1 〇〇〇〇〇〇	2 △△△△△△	3
	製造者名	1 〇〇〇〇〇〇(株)	2	3
	設置機器	250W / 15枚	180W / 10枚	W / 枚
	公称最大出力(合計)	5 kW	※小数点以下切捨て 250W×15枚=3,750W 180W×10枚=1,800W 3,750W+1,800W=5,550W 5,550W→5.65kW→5kW	
パワーコンディショナ	型式名	□□□□□□		
	製造者名	□□□□□□(株)		
	定格出力	6 kW	※小数点以下切捨て	
住宅用蓄電システム	型式名	☆☆☆☆☆☆		
	製造者名	☆☆☆☆☆☆(株)		
	蓄電容量	5.5 kWh	※小数点以下第2位を切捨て	

4 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム（導入した場合のみ記入）

<input type="checkbox"/> 高効率給湯機器		<input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム	
型式名			
製造者名			

5 補助対象事業の期間

住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム (自家消費型(FIT売電不可)の場合のみ記入)	事業着手日	令和8年	5月	20日
	事業完了日	令和8年	8月	21日
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム (導入した場合のみ記入)	事業着手日	年	月	日
	事業完了日	年	月	日

※事業着手日は、補助対象設備の設置に係る契約締結日又は工事開始日のいずれか早い日を記入してください。

※事業完了日は、補助対象設備の竣工日又は代金支払日のいずれか遅い日を記入してください。

6 交付要件確認

●電力消費計画（自家消費型（FIT売電不可）の場合のみ記入）

① 発電見込量／年	② ①のうち自家消費する 電力見込量／年	③ 自家消費率 (②÷①×100)
6,000 kWh	2,000 kWh	33 %

※「③ 自家消費率」が30%以上の場合に限り補助金の交付対象とします。

※太陽光パネルを増設した場合は、既存分を含めて自家消費率を30%以上としてください。

●従来の給湯機器名（高効率給湯機器へ更新した場合のみ記入）

型式名 _____ 製造者名 _____

7 添付書類

(1) 共通

- ア 住民票の写し
- イ 綾部市税の完納証明書
- ウ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体並びにパワーコンディショナの設置状況が確認できる写真及び配置図
- エ パワーコンディショナの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真
- オ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（全量自家消費型の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料）
- カ 住宅用蓄電システムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- キ 住宅用蓄電システムの回路図等（常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することが確認できる書類）
- ク 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類、パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類並びに蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類
- ケ 住宅用太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- コ その他市長が必要と認める書類

※綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金との同時申請になるため、上記書類について、添付を省略することができます。

(2) 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業に係る提出書類

- ア 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業誓約書兼自己チェックリスト
- イ 発電見込量及び自家消費電力見込量の根拠資料（施工事業者によるシミュレーション等）
- ウ 工事請負契約書等の写し
- エ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し
- オ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

2-3 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

補助対象設備

住宅用太陽光発電・蓄電システムと同時に設置した住宅用の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム。

交付要件

次に掲げる要件に該当するものとします。

① 高効率給湯機器・コージェネレーションシステムに共通する要件

ア 自家消費型(FIT売電可)事業又は自家消費型(FIT売電不可)事業と併せて実施する事業であり、同時に補助金の交付申請を行うこと。

イ 令和8年4月15日以降に事業着手し、令和9年1月29日までに事業完了しているもの。(事業着手前に事業開始承認¹³を受けている場合は、この限りでない。)

ウ 補助対象設備は、リース契約により導入するものでないこと。

エ 補助対象設備は、各種法令等に準拠した設備であること。

オ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備でないこと。

カ 補助対象設備に係る国又は本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

② 高効率給湯機器に係る要件

ア 高効率給湯機器を導入する場合は、従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られるものであること。(要件を満たされているかは、メーカー公表資料でご確認いただくか、メーカーや施工業者等にお問い合わせください。)

※ 新築等で既存の設備が存在しない場合は、旧住宅で使用していた機器と比較してください。

※ 新築等で旧住宅に比較できる設備がない場合、以前に製造されていた同程度の定格能力¹⁴の給湯機器を従来の給湯機器として設定してください。(比較対象となる機器の設定が難しい場合、京都府が定める想定機器との比較も可能です。)

③ コージェネレーションシステムに係る要件

ア 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

補助金の額

補助対象経費の2分の1の額(上限30万円)とし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

(例) 補助対象経費 527,480円 × 1/2 = 263,740円 → 263,000円

補助対象経費 1,500,000円 × 1/2 = 750,000円 → 300,000円

¹³ 本手引き p.30~p.33

¹⁴ 給湯器の号数、タンク容量等

補助対象経費

補助対象経費は、国実施要領別表第I(交付対象事業費:設備設置事業)¹⁵に定められた事業費とします。

※ なお、次に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等
- ② 過剰な設備、予備用の設備、補助対象事業以外において使用することを目的としたもの
- ③ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ④ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ⑤ 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用
- ⑥ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他ランニング費用
- ⑦ 経理処理上、補助対象経費とすることが適さないもの

(例) 証拠書類等が揃っていない場合。補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合。

申請書類

- ① 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの型番、製造番号が確認できる銘板の写真並びに設置状況が確認できる写真及び配置図
- ② 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの仕様が確認できる書類
(例) カタログの写し
- ③ 従来の給湯機器の設置されていたことが確認できる書類(高効率給湯機器へ更新した場合に限る)
(例) 設置状況が確認できる写真
- ④ 従来の給湯機器の仕様が確認できる書類(高効率給湯機器へ更新した場合に限る)
(例) カタログの写し
- ⑤ 従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果があることが確認できる資料(高効率給湯機器を導入した場合に限る)
(例) 施工事業者によるシミュレーション等
- ⑥ 工事請負契約書の写し(建売住宅の場合は売買契約書の写し)
- ⑦ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの補助対象経費の領収書等の写し
※ 支払日・支払額が確認できるもの
- ⑧ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

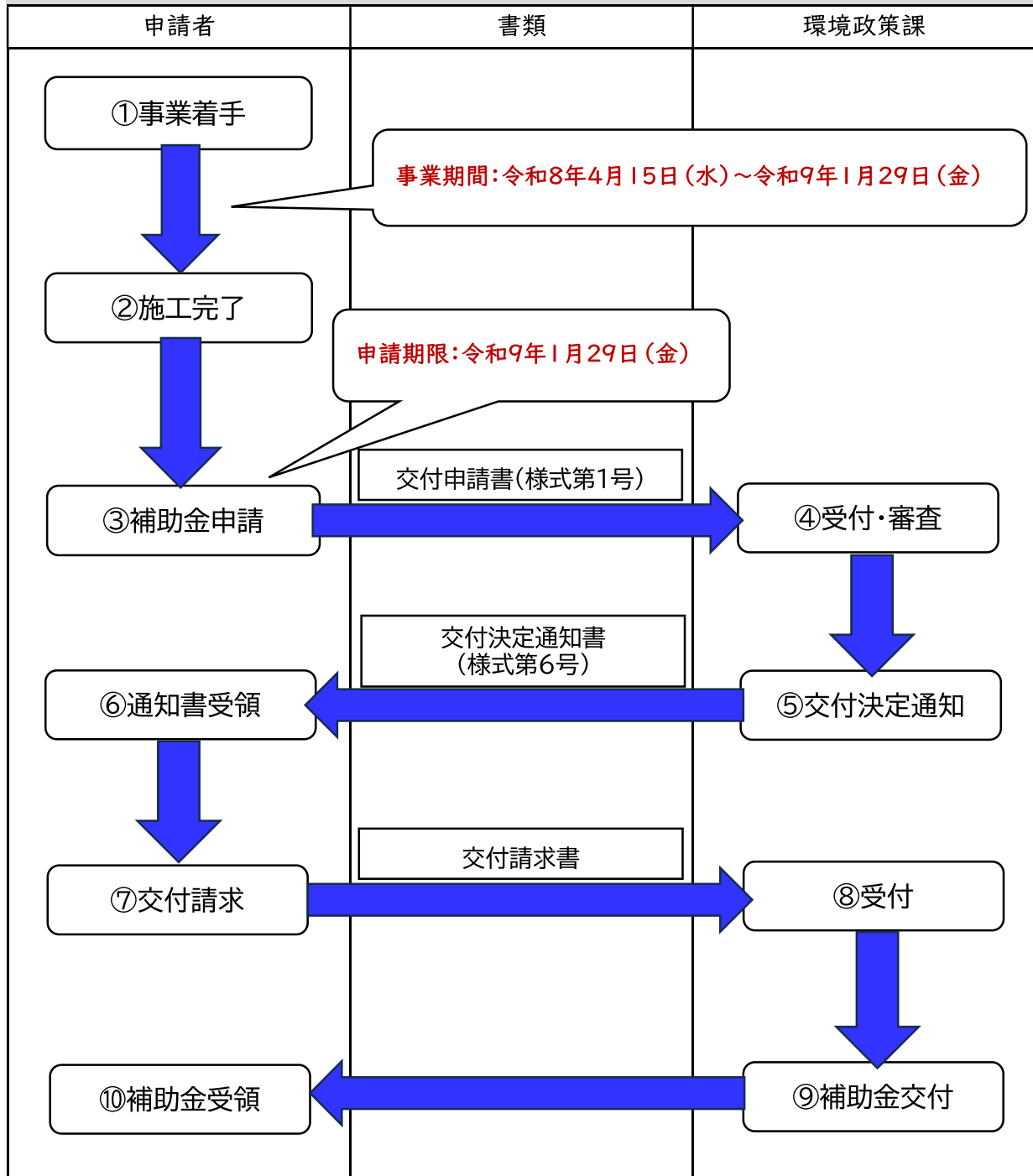
交付申請書受付期限

令和9年1月29日(金)まで

※ 予算に達し次第、受付を終了します。

¹⁵ 本手引き p.37~p.38

手続きの流れ



交付申請書の記入例

様式第1号（第5条関係）

令和8年10月25日

綾部市長 様

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 綾部市〇〇町〇番地の〇
 氏 名 綾部 太郎
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

交付申請額算出	交付申請額 ※5
① 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T売電可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方 <u>3</u> kW※2 × 1 万円（上限4万円）	30,000 円
② 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T売電可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 <u>5.5</u> kWh※3 × 1 万円（上限5万円）	50,000 円
③ 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T売電不可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方 <u>1</u> kW※2 × 4 万円（上限16万円）	千円未満切捨て
④ 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T売電不可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 <u>4</u> kWh※3 × 4 万円（上限24万円）	千円未満切捨て
⑤ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム 補助対象経費 <u>555,000</u> 円※4 × 1 / 2（上限30万円）	277,000 円
工事費込み・税抜額	交付申請額合計 357,000 円

自家消費型（F I T売電不可）の場合に記入

- ※1 自家消費型（F I T売電可）と自家消費型（F I T売電不可）の併用はできません。
- ※2 kWは、小数点以下を切り捨てて記入してください。
- ※3 kWhは、小数点以下第2位を切り捨てて記入してください。
- ※4 補助対象経費は、税抜額で記入してください。
- ※5 交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

2 設置場所 綾部市 〇〇町〇番地の〇

3 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム

住宅用太陽光発電システム	型式名	1 ○○○○○○	2 ▲▲▲▲▲▲	3
	製造者名	1 ○○○○○○(株)	2	3
	設置機器	250W / 11枚	180W / 5枚	W / 枚
	公称最大出力(合計)	3 kW	※小数点以下切捨て	
住宅用蓄電システム	型式名	□□□□□□		
	製造者名	□□□□□□(株)		
	定格出力	4 kW	※小数点以下切捨て	
住宅用蓄電システム	型式名	☆☆☆☆☆☆		
	製造者名	☆☆☆☆☆☆(株)		
	蓄電容量	5.5 kWh	※小数点以下第2位を切捨て	

4 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム (導入した場合のみ記入)

<input checked="" type="checkbox"/> 高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム	
型式名	◇◇◇◇◇◇
製造者名	◇◇◇◇◇◇(株)

高効率給湯機器を導入した場合、従来の給湯機器等に対して、30%以上の省CO2効果が得られる機器であること。

5 補助対象事業の期間

住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム (自家消費型(FIT売電不可)の場合のみ記入)	事業着手日	年	月	日
	事業完了日	年	月	日
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム (導入した場合のみ記入)	事業着手日	令和8年	9月	5日
	事業完了日	令和8年	10月	20日

※事業着手日は、補助対象設備の設置に係る契約締結日又は工事開始日のいずれか早い日を記入してください。

※事業完了日は、補助対象設備の竣工日又は代金支払日のいずれか遅い日を記入してください。

6 交付要件確認

- 電力消費計画（自家消費型（FIT売電不可）の場合のみ記入）

① 発電見込量／年 kWh	② ①のうち自家消費する 電 力 見 込 量 kWh	③ 自家消費率 ($\frac{②}{①} \times 100$) %
------------------	----------------------------------	--

自家消費型（FIT売電不可）の場合に記入

※「③ 自家消費率」が30%以上の場合に限り補助金の交付対象とします。

※太陽光パネルを増設した場合は、既存分を含めて自家消費率を30%以上としてください。

- 従来の給湯機器名（高効率給湯機器へ更新した場合のみ記入）

型式名 XXXXXXXX 製造者名 XXXXXXXX(株)

7 添付書類

(1) 共通

高効率給湯機器の場合に記入

- ア 住民票の写し
- イ 綾部市税の完納証明書
- ウ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体並びにパワーコンディショナの設置状況が確認できる写真及び配置図
- エ パワーコンディショナの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真
- オ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（全量自家消費型の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料）
- カ 住宅用蓄電システムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- キ 住宅用蓄電システムの回路図等（常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することが確認できる書類）
- ク 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類、パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類並びに蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類
- ケ 住宅用太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- コ その他市長が必要と認める書類

※綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金との同時申請になるため、上記書類について、添付を省略することができます。

(2) 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業に係る提出書類

- ア 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業誓約書兼自己チェックリスト
- イ 発電見込量及び自家消費電力見込量の根拠資料（施工事業者によるシミュレーション等）
- ウ 工事請負契約書等の写し
- エ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し
- オ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

- (3) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業に係る提出書類
- ア 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに設置状況が確認できる写真及び配置図
 - イ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの仕様が確認できる書類（カタログ等）
 - ウ 従来の給湯機器の設置されていたことが確認できる写真（高効率給湯機器へ更新した場合に限る。）
 - エ 従来の給湯機器の仕様が確認できる書類（カタログ等）（高効率給湯機器へ更新した場合に限る。）
 - オ 従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果があることが確認できる資料（施工事業者によるシミュレーション等）（高効率給湯機器を導入した場合に限る。）
 - カ 工事請負契約書等の写し
 - キ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し
 - ク 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できるもの）及び補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
 - ケ その他市長が必要と認める書類

3 事業開始承認の申請

事業開始承認

自家消費型（FIT売電不可）事業又は高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業を複数年度にわたって実施する場合は、原則として補助金の交付申請を行うことができません。ただし、以下の要件を全て満たす者については、事業着手前に事業開始承認申請を行い、その承認を得ることで、当該承認の通知を受けた日の属する年度の翌年度に限り、補助金の交付申請を行うことができます。

○ 事業開始承認申請の要件

- ① 建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約するもの
- ② 補助対象事業の契約締結日から竣工日又は代金支払日のいずれか遅い方までの期間が1年以上に及ぶもの

事業開始承認の申請方法

上記の要件に該当し、事業開始承認申請を行う者は、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始承認申請書（様式第2号）に下記の書類を添えて、令和9年1月8日（金）までに提出してください。その承認の可否については、事業開始承認（不承認）通知書により、申請者へ通知します。

○ 事業開始承認申請書の添付書類

- ① 補助対象設備ごとの補助対象経費がわかる見積書（内訳がわかるもの）
- ② 補助対象事業の実施予定期間がわかる工程表等
- ③ その他市長が必要と認める書類

事業開始承認内容の変更又は廃止

事業開始承認の通知を受けた後、申請内容に変更があったとき又は事業開始承認を受けた内容を廃止しようとするときは、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始変更等承認申請書（様式第4号）に変更内容に係る書類を添えて、令和9年1月8日（金）までに提出してください。その承認の可否については、事業開始変更等承認（不承認）通知書により、申請者へ通知します。

事業開始承認後の事業着手

綾部市から事業開始承認又は事業開始変更等承認の通知を受けた者は、事業開始承認日¹⁶以降に施工事業者との契約締結行為並びに補助対象設備に係る設置工事の着手及び支払を行うものとします。ただし、事業開始承認申請時の要件及び以下の要件を全て満たす必要があります。

○ 事業開始承認後の要件

- ① 事業開始承認日から令和9年1月28日（木）までに施工事業者と契約を締結すること。
- ② 事業開始承認日の属する年度の翌年度内に補助対象設備に係る全ての工事を完了させること。

¹⁶ 事業開始承認通知書又は事業開始変更等承認通知書に記載の日付。

(事業開始承認日の属する年度内に終わらせる事業でないこと。)

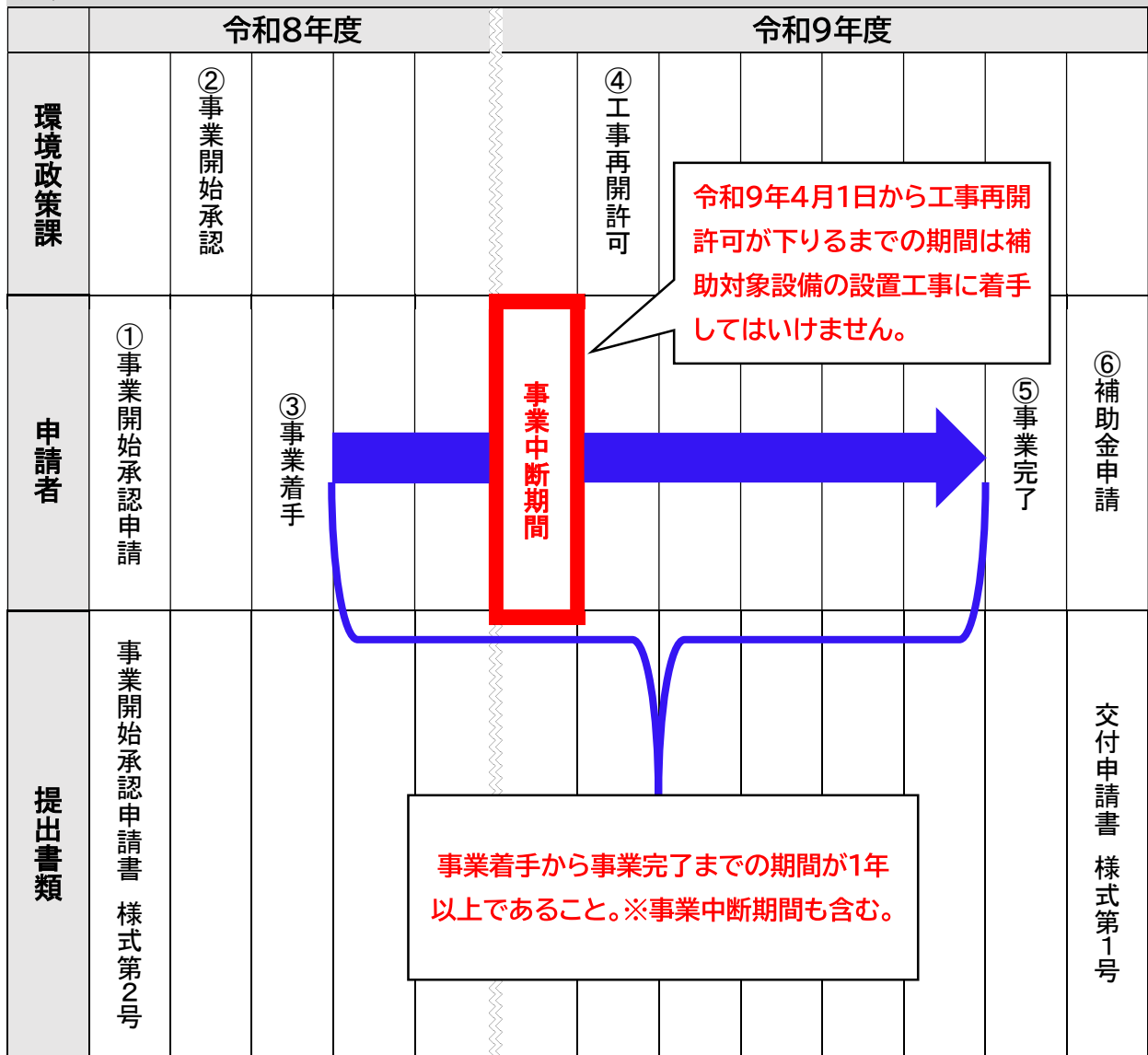
③ 事業開始承認日の翌年度の4月1日から工事の再開許可が通知される日までの期間は、補助対象事業に係る設置工事を実施しないこと。(補助対象設備に関係のない工事は可能です。)

④ 事業完了後の補助金の交付申請は、完了した年度の申請期間内に行うこと。

※ 令和9年度交付申請書提出期限(予定): 令和10年1月28日(金)

※ 本補助金制度は、国や府の予算措置が前提となるため、事業開始承認が補助金の交付を保証するものではないことをご了承ください。

事業開始承認の流れ



〈各項目の前後関係〉

①(期限:R9.1.8) < ② ≤ ③(期限:R9.1.28) < ④ < ⑤(期限:R10.1.27) ≤ ⑥(期限:R10.1.28)

※ 上記の期限を変更する場合は、ホームページ等でお知らせします。

事業開始承認申請書の記入例

様式第2号（第6条関係）

令和9年1月7日

綾部市長

様

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 綾部市〇〇町〇番地の〇

氏 名 綾部 太郎

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始承認申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金の開始承認を受けたいので、綾部市家庭向け自立型再生可能条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

各補助対象設備の導入にかかる
予定額の合計を記入してくだ
さい。（工事費込み・税抜額）

る事業
網第6

記

1 補助対象設備導入予定額（合計） 3,000,000 円

2 交付申請予定額

自家消費型（FIT売電可）事業
単体で申請する場合、事業開始
承認の申請は不要です。

自家消費型（FIT売電可）事業と高効率給湯機器・コージェネレーションシステム事業を併用して申請する場合に記入してください。

交付申請予定額算出		
① 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（FIT売電可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 <u> </u> kW※2 × 1万円（上限4万円）		円
② 住宅用蓄電システム（自家消費型（FIT売電可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 <u> </u> kWh※3 × 1万円 （上限5万円）		円
③ 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（FIT売電不可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 <u>5</u> kW※2 × 4万円（上限16万円）	160,000	円
④ 住宅用蓄電システム（自家消費型（FIT売電不可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 <u>7.5</u> kWh※3 × 4万円 （上限24万円）	240,000	円
⑤ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム 補助対象経費 <u>650,000</u> 円※4 × 1/2（上限30万円）	300,000	円
工事費込み・税抜額	交付申請予定額合計	700,000 円

- ※1 自家消費型（FIT売電可）と自家消費型（FIT売電不可）の併用はできません。
- ※2 kWは、小数点以下を切り捨てて記入してください。
- ※3 kWhは、小数点以下第2位を切り捨てて記入してください。
- ※4 補助対象経費は、税抜額で記入してください。
- ※5 交付申請予定額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

3 設置予定場所 綾部市 〇〇町〇番地の〇

4 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム

住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール	型式名	1	〇〇〇〇〇〇	2	3
		製造者名	1	〇〇〇〇〇〇(株)	2	3
		設置機器		300W / 20枚	W / 枚	W / 枚
		公称最大出力(合計)		6 kW	※小数点以下切捨て	
住宅用蓄電システム	パワーコンディショナ	型式名	□□□□□□			
		製造者名	□□□□□□(株)			
		定格出力		5 kW	※小数点以下切捨て	
住宅用蓄電システム	住宅用蓄電システム	型式名	☆☆☆☆☆☆			
		製造者名	☆☆☆☆☆☆(株)			
		蓄電容量		7.5 kWh	※小数点以下第2位を切捨て	

5 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム (導入する場合のみ記入)

<input checked="" type="checkbox"/> 高効率給湯機器		<input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム	
型式名	◇◇◇◇◇◇	高効率給湯機器を導入する場合、従来の給湯機器等に対して、 <u>3.0%以上の省CO2効果</u> が得られる機器であること。	
製造者名	◇◇◇◇◇◇(株)		

6 補助対象事業の実施予定期間

住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム (自家消費型(FIT売電不可)の場合のみ記入)	事業着手予定日	令和9年	1月	14日
	事業完了予定日	令和10年	1月	15日
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム (導入する場合のみ記入)	事業着手予定日	令和9年	1月	16日
	事業完了予定日	令和10年	1月	20日

※事業着手予定日は、補助対象設備の設置に係る契約締結予定日を記入してください。
 ※事業完了予定日は、補助対象設備の竣工予定日又は代金支払予定日のいずれか遅い日を記入してください。

7 添付書類

- (1) 補助対象事業の概要
- (2) 補助対象設備の仕様書
- (3) その他

事業完了予定日は、事業着手予定日から年度を跨いで1年以上の期間を設ける必要があります。また、事業が完了する年度の交付申請書の提出期間に間に合うよう、余裕を持って設定してください。
 令和9年度交付申請書提出期限(予定)：令和10年1月28日(金)

参考資料 国実施要領別紙2の2ア(ア)の交付要件の抜粋

自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業で設置した住宅用太陽光発電システムが次の要件を満たすことを確認してください。

ア 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の(a)~(l)をすべて遵守していることを確認すること。

(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。

(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。

(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。

(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

参考資料 国実施要領別紙2の2ア(イ)の交付要件の抜粋

自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業で設置した住宅用蓄電システムが次の要件を満たすことを確認してください。

ア 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

イ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること)

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

エ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量 1.0kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

カ 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

参考資料 国実施要領別表第I(交付対象事業費:設備整備事業)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。